

施設のご案内



すこやか溝口保育園

- ・法人名 「社会福祉法人 尚栄福祉会」(平成22年7月1日に認可)
理事長 奥村 尚三
- ・園名 「すこやか溝口保育園」(平成25年4月1日開園)
園長 奥村 もと子
- ・所在地・電話番号
〒213-0001 川崎市高津区溝口2-31-1
TEL 044-543-8120 FAX 044-543-8121
- ・保育の種類 通常保育、延長保育、障害児保育
- ・園児の基本定員、クラス名

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	らっこ	ぺんぎん	とびうお	あしか	いるか	くじら
児童数	6名	18名	21名	25名	25名	25名

※ 川崎市の基準範囲内で人数の変動があります。

- ・保育所の運営方針
 - ◎開園時間 午前7時より午後8時までの(2時間の延長保育)保育を行ないます。
 - ◎短時間認定 コアタイム 午前8時30分から午後4時30分まで(8時間保育)
 - ◎一時預かり保育 保護者の就労や病気など保護者の事情により、ご家庭での育児が困難な、お子さんを一時的に受け入れ保育を行います。(午前8時30分より午後5時まで・週3日以内または月14日以内)
 - ◎障害児保育 ハンディキャップのある児童の生活習慣支援と保護者の就労維持をサポートします。
 - ◎地域交流保育 園庭・園内開放、公園交流保育を通して地域の子育て中の保護者にサポートならびに情報の提供を心掛けます。
 - ◎体験者の受け入れ 保育専攻の大学、短大、専門校の実習生の受け入れ、地域小中高生、一般ボランティアの体験学習などを受け入れます。



保育所の保育方針

◎通常通所児童◎

- ◆保護者とともに児童が健全に育つサポートを行う。
- ◆利用者のニーズに応える最善の保育、教育を行う。
- ◆母子、父子間の愛情の増進に努める保育を行う。
- ◆家庭とともに児童の生活リズムを整える活動を行う。
- ◆児童の人間としての大きさの拡大をはかる保育を行う。
- ◆安全管理・環境衛生管理を向上させ、児童の健康管理に努める。
- ◆児童の知性、理性、感性を育てる保育を行う。
- ◆自動が本来持つ運動機能を伸ばす保育を行う。
- ◆人に対して、動植物、物に対して愛情と思いやりを育む保育を行う。

◎一時保育児童◎

- ◆児童の情緒の安定を図り保育を行います。
- ◆心身のゆとりのある保育を行います。

※保護者のメンタルケアへの配慮

本園の保育目標

* 健康な子ども

児童の運動の充実を図り心身の強化に努める。
年間を通して薄着、裸足で過ごす。
乳児期の環境を清潔に保ち、身体の管理のもと健康維持に努める。

* 自立心と自主性をもつ子ども

より多くの体験、経験をする、自己判断による行動をする機会を持つ。
物事に積極的に係わる心を育てる。
自信を持って積極的な自己表現を行う。

* 生活習慣を身に付けた子ども

あいさつを言語、態度で表現する。
食事、排泄、衣服等の一般生活習慣が年齢に即した自己管理をする。
手洗い、うがい、睡眠などの健康管理が年齢に即した自己管理をする。

* 豊かな心と表現力を持つ子ども

お友だちと仲良く一緒に遊べる子ども。
人に対して優しく、人の気持ちを理解し行動する子ども。
自然や動植物等に興味を持ち共存を考えられる子ども。
様々な物に対して、又機会において自己の感性、個性を表現する子ども。
発想力と情操の豊かな子ども。

* 食への興味を持つ子ども（食育）

空腹感、満腹感を知り食べることに意欲を感じる。
色々な食材を食べ、味覚を感じる。
色々な食材が有ることを知り、調理に興味を持ち体験を行う。
食材を栽培や収穫、買い出しなどの体験を通して興味を持つ。
簡単なテーブルマナーを知り、食事を楽しむ。

* 知識の向上を探る

言語による表現力、交流術を身に付ける。
音楽による表現力、交流術、鑑賞力を身に付ける。
絵画、造形物による表現力、鑑賞力を身に付ける。
自然、動植物の生態、特徴などを知る。
数、大小、高低、広い狭いなどの対照を含めて知る。
自分の体を知り、鍛え運動に繋げる。

・ 年齢別の保育目標

細かい目標は、色々ありますが、一つの柱としてお考え下さい。

0歳児

- 環境に慣れる。体を動かす。手足の指を使う。意欲的に食べる。口、舌を使う。
- 身体の衛生面を保つ。熟睡できる環境を作る。成長に合わせた食事の内容、量を与える。成長に合わせた排泄を行う。

1歳児

- 人間関係の環境に慣れる。自己の欲を前面に出す。手足を使った遊びをする。会話を楽しむ。
- 自我の目覚めに合わせた環境を与える。

2歳児

- ごっこ遊びを行う。自分で着脱を始める。言葉の内容に興味を持つ。
- リズム遊びを取り入れる。自分の物、他の物、貸借を行う。紙を折る切るなど手を加えた変化を楽しむ。

3歳児

- 一般生活の自立が育つ。体力がつく。リズム遊びが身につく。
- 外遊びになれる。動植物を日常に取り入れる。排泄の自立を促す。

4歳児

- 自己主張を行う。色々な表現法が高まる。
- ルール遊びを取り入れる。

5歳児

- 責任感を持つ。自己判断能力が高まる。協調性が身に付く。
- 個人、団体の各種スポーツ、ゲームを行う。季節、自然を生かした遊びをする。

・ 給食とおやつ

幼児（3～5歳児）

幼児の給食は、ホールに行き全員が同じ場所で食べます。内容は、市から指定されたメニューと園独自の物を組み合わせたメニューで、園内で作られています。出されるものは、おかず、くだもの、汁物になります。主食も保育園で用意しますので、完全給食になります。おやつは、週3回の手作りと市販物をおりませたものに成ります。

乳児（0～2歳児）

乳児の給食も完全給食と呼ばれ主食も出され、各年齢の部屋で摂ります。おやつも幼児と同様になります。

授乳時のミルクの種類は、一般的に市販されているものであれば園で用意します。冷凍母乳の持ち込みも可能です。離乳食も段階に分かれて出されます。

除去食、アレルギー食

そのお子さんの状況に応じて行われますのでご相談の上行います。

・保育園の一日

7:00	開園	早出園児登園
	順次	自由遊び
8:30		一般園児登園
9:30	全園児体操	園庭・屋上・ホール・テラス
	お部屋で乳児おやつ	
	おやつ終了後、乳児一斉活動	
	体操終了後、幼児一斉活動	
11:30	乳児昼食	各保育室
12:00	幼児昼食	1階食堂
12:45	乳児お昼寝	
13:00	幼児お昼寝	
14:40	目覚め準備（カーテンを開けます）	
15:00	目覚め	おやつ
16:00	一斉保育終了	
16:30	乳児・幼児ごとの自由遊び	
17:00	一般園児降園	
17:30	延長保育児補食	幼児1階ホール 乳児保育室
18:00	長時間保育児降園	
18:30	延長保育児降園	0.5型
19:00	延長保育児降園	1型
19:30	延長保育児降園	1.5型
20:00	延長保育児降園	2型

・新入園児導入期間の保育時間

（乳幼児とも）

1日目	月	日（ ）	8:30~10:00
2 "	月	日（ ）	"
3 "	月	日（ ）	8:30~11:00
4 "	月	日（ ）	8:30~12:00
5 "	月	日（ ）	"
6 "	月	日（ ）	8:30~15:00
7 "	月	日（ ）	8:30~16:00
8 "	月	日（ ）	以降は平常保育

※ お子さんが他園に通われていた場合でも慣らし保育を導入しています。
 お子さんにとって負担のかからない環境の移行をご考慮下さい。



・年間の主な行事予定

月	行 事	備 考
4月	入園式（クラスごと記念集合写真） （新入園児保護者は、出席） 幼児 クラス別懇談会 乳児 クラス別懇談会	
5月	こどもに日音楽会	園庭開放
6月	保育参観 全園児健康診断・歯科検診☆	園庭開放
7月	プール開き ☆ 七 夕 ☆ 夕涼み会	園庭開放
8月		
9月	梨もぎ ☆ 運動会	
10月	乳児 個人面談 幼児 個人面談 全園児健康診断 ☆ 保育参観 虫の音楽会 ☆	
11月	クッキング ☆ 移動動物園 ☆	園庭開放
12月	クリスマス生活発表会 ケーキ作り ☆ 御用納め	
1月	御用始め お餅つき 猿回し ☆	園庭開放
2月	節分 ☆ 幼児 クラス別懇談会 乳児 クラス別懇談会 観劇 ☆	園庭開放
3月	ひなまつり ☆ 卒園の会 （1は、園児たちのお別れ会） （2は、年長児と保護者のお別れの会 年中児は参加） ☆ 新年度準備	

* 毎月、お誕生日会、身体測定、0、1歳児健康診断、避難訓練を行っています。

* 2歳以上児健康診断は年3回行っています。

* 年2回、7月・12月に交通安全指導を行っています。

☆印は保護者の参加は有りません。

園での生活に必要な持ちもの

(シーツカバー) 乳児 (0才～2才)

*シーツカバー上下一枚ずつ、色柄に指定はありませんが自分の物が区別できるような布を使用して下さい。

*布団と園用のシーツカバーは園に用意してあります。

幼児 (3才～5才)

*幼児のお昼寝はベット形式になります。

*シーツはベットのサイズに合わせて作成して頂きます。

0歳児の持ち物

お知らせさみ (必ず目を通しお家での様子を記入して下さい。夏期プール入水確認の押印有り)

着替え (各3枚以上、未使用の場合も毎日お持ち帰り頂きます。)

バスタオル (2枚 午睡用)

名前記入済ビニール袋 (汚れ物を入れます。)

口拭きタオル (3枚)

オムツカバー (お子さんの状態に合わせて枚数をお持ち下さい。また紙おむつ利用の方は不要です。紙おむつも名前を書いて持ってきて下さい。)

パジャマ袋 (お子さんが出し入れしやすい、開け口の大きな綿製のきんちゃく袋)

パジャマ (購入される方は、上下離れているものにして下さい。)

体温計 (毎日、登園時に検温を行って頂きます)

1歳児の持ち物

お知らせさみ (必ず目を通しお家での様子を記入して下さい。夏期プール入水確認の押印有り)

着替え (各3枚以上、未使用の場合も毎日お持ち帰り頂きます。)

バスタオル (2枚 午睡用)

名前記入済ビニール袋 (汚れ物を入れます。)

口拭きタオル (1枚)

オムツカバー (お子さんの状態に合わせて枚数をお持ち下さい。また紙おむつ利用の方は不要です。紙おむつも名前を書いて持ってきて下さい。)

パジャマ袋 (お子さんが出し入れしやすい、開け口の大きな綿製のきんちゃく袋)

パジャマ (購入される方は、上下離れているものにして下さい。)

コップ (とってのある物にして下さい)

園庭履き (通園で履いている靴とは別のものにして下さい。お子さんの足にあった物。)



2歳児の持ち物

- お知らせさみ（必ず目を通しお家での様子を記入して下さい。夏期プール入水確認の押印有り）
着替え（各3枚以上、未使用の場合も毎日お持ち帰り頂きます。）
バスタオル（2枚 午睡用）
名前記入済ビニール袋（汚れ物を入れます。）
口拭きタオル（1枚）
オムツカバー（お子さんの状態に合わせて枚数をお持ち下さい。また紙おむつ利用の方は不要です。紙おむつも名前を書いて持ってきて下さい。）
パジャマ袋（お子さんが出し入れしやすい、開け口の大きな綿製のきんちゃく袋）
パジャマ（購入される方は、上下離れているものにして下さい。）
コップ（とってのある物にして下さい）
園庭履き（通園で履いている靴とは別のものにして下さい。）
歯ブラシ（お子さんの口にあったサイズにしてください。）
お手拭き（お手拭きは、ハンドタオルかフェイスタオルを半分に切ったサイズの物を使用します。角に紐をつけてタオルかけに掛けられるようにして下さい。尚タオルは毎日持ち帰り洗って頂きますので3枚位あると便利です。）

幼児の持ちもの

- 通園カバン（お子さんがその日、園で使用する物を入れてきます。携帯した状態で両手が使え、大きすぎるものは不可）
園庭履き（通園で履いている靴とは別のものにして下さい。）
お便り帳（園で一括して用意します。）
着替え（通常、上下各2枚、園に置いて下さい。）
コップ（持ち手のあるマグカップの割れない物にして下さい。）
コップ入れ袋
パジャマ袋（お子さんが出し入れしやすい、開け口の大きな綿製のきんちゃく袋）
パジャマ（購入される方は、上下離れているものにして下さい。）
歯ブラシ（お子さんの口にあったサイズにしてください。）
お手拭き（お手拭きは、ハンドタオルかフェイスタオルを半分に切ったサイズの物を使用します。角に紐をつけてタオルかけに掛けられるようにして下さい。尚タオルは毎日持ち帰り洗って頂きますので3枚位あると便利です。）
バスタオル（2枚 午睡用）



運営主体

名 称	社会福祉法人 尚栄福祉会
所 在 地	川崎市高津区二子5-14-56
電 話 番 号	044-812-0088
代 表 者 職 氏 名	理事長 奥村 尚三



施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	すこやか溝口保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市高津区溝口2-31-1
電 話 番 号	044-543-8120
施 設 長	奥村 もと子
受 入 年 齢 (延 長 保 育)	生後5か月～小学校就学前 (0才児は生後8ヶ月経過を目安・新入園児は一か月経過後)
利 用 定 員	乳児 6人 1・2歳児 33人 3歳以上児 51人
開 設 年 月 日	平成25年4月1日



設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	1608.77 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造2階建て
園 舎 面 積	998.06 m ²
園 庭 面 積	860 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室(0歳児)	1室	40.37 m ²	
乳児室(1歳児)	1室	63.72 m ²	
保 育 室	4室	215.24 m ²	
遊戯室(ホール)	2室	170.88 m ²	
一 時 保 育 室	1室	46.63 m ²	
医 務 室	2室	13.84 m ²	
調 理 室	1室	46.37 m ²	
事 務 室	1室	36.35 m ²	



職員の職種、職員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	19人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	2人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。



施設の運営方針及び目的

すこやか溝口保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います



保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。



保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

- (2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。



提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記項目「保育の提供を行う日及び行わない日」及び「保育の提供を行う時間」に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

- (2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時保育事業の実施

8時30分から17時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

★ **保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額**

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

★ **利用の開始及び終了に関する事項**

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

延長をされる保護者へ

- 延長保育の申込みは、ご利用になる月の初めの日、1週間前には保育園に提出して下さい。
 - 延長保育をお申し込みになっても、利用者が多数になり保育不可能な際はお断りすることがございます。
 - 新入園児の延長保育利用は入園後1ヶ月経過してから受け入れを行っています。
特段の理由のある方は、担任にご相談下さい。（ならし保育期間に、園長面接を行います。）
 - 0才児は生後8ヶ月経過を目安にしたお子さんから受け入れをします。（ひとり座り等出来るお子さん以上）
 - おむつを使用しているお子さんは延長保育専用紙おむつをご用意して下さい。（名前をフルネームでマジックを用い前方に書いて、園用ロッカーに入れて下さい。）
 - 延長保育利用料金は月額で別表1の記載されたとおりになります。
 - 毎月頭初に集金袋をお配りしますので、ご兄弟複数居らしても、児童1名に対して1袋ごと、玄関にある延長保育料ポストにその月の20日までに投入して下さい。（保育料を滞納する方は、その後の延長保育の利用が出来なくなる場合がございます。）
 - 「短時間認定」で入園されている方はコアタイム外のお預かりは延長保育時間が30分毎に月額（1,000円）が加算されます。例（1時間延長は1型料金プラス2,000円加算）
- ※ 延長児の補食は、17時45分頃に摂っています。
- 延長保育登録児でその日の日程が変わり降園時間を変更される方は早めに電話にてご連絡下さい。
17時00分以降、延長保育の申込みを頂くと補食の摂取は出来ません。
 - お仕事以外での延長保育利用は出来ません。

★別表 1

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料 (補食代含む)	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの 延長保育時間が30分毎に利用料金変動 18:00～20:00まで 延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくものを含む	月額表示 18:30まで2,500円 19:00まで3,500円 19:30まで5,500円 20:00まで6,500円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除 領収袋 年額 50円
延長保育スポット料	18:00以降で1日だけの利用 ◎20:00以降は受けません	30分ごとに500円 ◎遅刻はその日の料金×2
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円
消耗品代	年間に消耗する生活用品	年額 500円

★別表 2

※企画により金額が変動します。特別行事は任意による参加で、年度当初に意向の確認が有ります。

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
観劇会	園の約2～4割補助を除く実費負担	約300～900円
音楽会	園の約2～4割補助を除く実費負担	約800～950円
移動動物園	園の約2～4割補助を除く実費負担	約520～600円
猿回し	園の約2～4割補助を除く実費負担	約150～200円
梨もぎ	参加する実費負担	約300～時価+電車賃
エンジョイ (体操教室)	3～5歳児対象の特別保育 (任意参加)	2,700円 (年間)
ECC (英会話教室)	3～5歳児対象の特別保育 (任意参加)	5,800円 (年間)

◎以下は未定行事

親子遠足 (2歳児～)	交通費・入場料・使用料等の実費	6,000円程度から
年長児お泊り保育 2泊3日	交通費・入場料・宿泊費・食事代 使用料等の実費	12,000円程度

★別表 3

以降は、保育・教材として使用する備品等 (金額は業者の価格変動等により変更されます)

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
カラー帽子	野外保育時に6年間使用	520円
領集袋	教材費等集金時に6年間使用	200円
お便りファイル	2歳児までの連絡用紙入ファイル	420円
名札	園外保育時・行事等5年間使用	270円
クレパス12色	絵画等に使用2年間使用	470円
はさみ小	造形等に使用2年間使用	195円
クレヨン16色	絵画等に使用卒園まで使用	610円
粘土	造形等に使用卒園まで使用	300円
粘土ケース	造形等に使用卒園まで使用	310円
はさみ大	造形等に使用卒園まで使用	450円
縄跳び縄	体操指導等に使用卒園まで使用	330円
ピアノカホース	リズム保育等に使用卒園まで使用	400円
のりケース	造形等に使用卒園まで使用	135円
粘土板	造形等に使用卒園まで使用	270円
食事用エプロン	離乳食期間に使用	400円程度
自由画帳	自由保育等1歳児より使用	毎年350円程度
お便り帳 (シール込)	幼児の保育・保護者連絡に使用	毎年620円程度
月刊絵本	保育の教材として	毎月330～520円程度
園服	行事・園外保育等に着用	7,000円
体操着 上	体育指導・園外保育等に着用	2,400円
体操着 下	体育指導・園外保育等に着用	2,200円

★ 当園の管理下の児童の怪我、急病等の基本的対応

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：渡辺クリニック 診療科：小児科 所在地：川崎市高津区下作延 2-9-10 電話番号：044-865-3450
受診医療機関②	医療機関名：山下歯科医院 診療科：歯科 所在地：川崎市高津区溝口 1-24-5 電話番号：044-844-4618
受診医療機関③	医療機関名：総合高津中央病院 診療科：外科・内科 所在地：川崎市高津区溝口 1-16-7 電話番号：044-822-6121

1、怪我の場合

- ・怪我に応じた手当てをする。
- ・その日のうちに保護者に状況を伝える。
- ・必要に応じて、帰宅後の様子を聞き、怪我の状態を確認する。

2、病気の場合

発熱 37.5℃以上又は、通常体温より 1℃以上上昇した時点又は伝染性病気等、処置を急ぐものは保護者に連絡、降園を伝える。

3、怪我、急病で病院に行く場合

- (1) 救急を要する場合は、119番へ連絡する。救急車が来るまで安静にしておくことを確認する一方、保護者に連絡する。
- (2) 病院に連れて行く場合
 - ・ 保育園で連れて行く場合は、状況によっては、行く前に保護者に現状を伝え、掛かりつけの医師があれば確認する。
 - ・ 保護者が連れて行く場合には、出来る限り職員も同行する。
- (3) 保育園での怪我や事故は保護者に対して説明する。

子どもが行方不明になった場合

1、子どもが行方不明になった場合は、次の手段を講じる。

- ・ 所轄の警察へ連絡する。
- ・ 保護者へ連絡する。
- ・ 主管課（保育課）へ連絡する。



非常災害発生時の対応

非常時の対応	職員、園児各々が災害の状況に合わせ身を守り、指示を待つ。 職員はお散歩リック出席簿を持ち、次の行動に備える。点呼 建物の外に出る際は、避難方向を確認の上、退出。点呼								
避難・備蓄用品	<table> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有						
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有						

	・非常用電源 有 ・毛布 有
緊急時の伝言方法	ホームページ緊急連絡ページを使用します。 緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。
避難場所	高津小学校（川崎市高津区溝口4-19-1） 1、避難しうる災害・・・大雨、強風、落雷、台風、火災、地震 2、避難場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1避難場所 施設内避難 ・ 第2避難場所 園庭避難 ・ 第3避難場所 広域避難場所避難 (高津小学校、高津中学校) ・ 第4避難場所 広域避難場所避難 (多摩川 ※火災、地震のみ) ※ 第3～第4避難 消防署、警察署、保護者に連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・天災（地震等）の地域全体に及ぶ災害の時のお迎えは基本的には、親の判断にお任せします。 ・尚、天災時の連絡は、ホームページをご確認ください。 3、園外避難の判断 <ol style="list-style-type: none"> 1、園長、主任（その際、施設内最高責任者）の判断において必要とした時 2、川崎市、所管警察署、消防署の支持があった場合別

・緊急連絡は当法人ホームページに災害時のみ表示されます。



虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。



苦情、要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 吉田 晴子 ・苦情解決責任者 園長 奥村 もと子 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	竹内 研二	電話番号 090-1537-4621
		役職・肩書等 二子第1町会長



利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	対人賠償 2,800万円まで
保険の種類	あいおいニッセイ同和損保
保険の内容	対人賠償 1名につき1億円まで（1事故につき10億円まで） 財物賠償 100万円まで（1事故につき）



その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---



当園園医のご紹介

当園で定期的に行なわれている児童の検診を行なっております園医の先生です。

(小児科医)	
氏名	渡辺 茂 (わたなべ しげる)
病院名	渡辺クリニック
病院所在地	川崎市高津区溝口2-9-10 2F
TEL	(044) 844-9058
(歯科医)	
氏名	山下 哲司 (やました てつじ)
病院名	山下歯科医院
病院所在地	川崎市高津区溝口1-24-5
TEL	(044) 844-4618

- ・保育料

川崎市の算出表による、所得税額に対する割合で算出されますのでご家庭の所得により金額は変わります。所得は、一世帯の合計金額です。

- ・その他にかかる費用

保育園のしめすものになります。

- ・入所の申請方法

現在お住まいになっている区又は、地区の福祉課（福祉事務所）にて申請をして下さい。

申請用紙は、各福祉課（福祉事務所）においてあります。

その他のお問い合わせの電話番号は、

川崎区	201-3219
大師	271-0150
田島	322-1999
幸区	556-6688
中原区	744-3263
高津区	861-3250
宮前区	856-3258
多摩区	935-3291
麻生区	965-5158